

農 用 地 等 借 受 申 出 書

年 月 日

公益財団法人群馬県農業公社
理事長 様

桐生市長 荒木 恵司 様

住 所
氏 名

印

下記1の農用地について、下記2の条件により借り受けたいので、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項に
基づく農用地利用配分計画により、賃借権又は使用貸借による権利の設定等をされるよう申し出ます。

記

- 1 権利の設定等を受けようとする土地の各筆明細
別紙1のとおり
- 2 権利の設定等に係る条件
別紙2のとおり
- 3 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等
別紙3のとおり

[機構関連事業の説明]

群馬県農地中間管理機構(群馬県農業公社)が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業(機構関連事業)が行われることがあります。

2 権利の設定等に係る条件

(1) 賃借権の設定等の条件

1に定める公益財団法人群馬県農業公社(以下「甲」という。)による賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転(以下「賃借権の設定等」という。)は、賃借権の設定等を受ける者(以下「乙」という。)が当該賃貸借の設定等を受けた土地について次のいずれかに該当するときは解除をすることを条件とする。

ア 当該農用地等を適正に利用していないと認められるとき。

イ 正当な理由がなく農地中間管理事業の推進に関する法律第21条第1項の規定による報告をしないとき。

(2) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(3) 借賃の改訂

借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改訂する。

(4) 転貸又は譲渡

乙は、賃借権の設定等を受けた土地について転貸し、又は賃借権の設定等を受けた権利を譲渡してはならない。

(5) 遅延損害金

ア 乙は、1の各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、甲に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を支払わなければならない。

イ 遅延損害金は、借賃の額に対し、年5パーセントの割合で計算して得た額とする。

(6) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、土地所有者に当該土地を修繕するよう要請する。この要請をうけ土地所有者は自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他土地所有者において修繕することができない場合は、甲、乙及び土地所有者が協議のうえ、修繕の方法を定める。

イ 乙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

(7) 租税公課の負担

ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、土地所有者が負担する。

イ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めたものを除き乙の負担とする。

ウ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙の負担とする。

(8) 賃借権又は使用貸借権の消滅

天災地変その他、甲及び乙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、賃借の設定等は消滅する。

(9) 目的物の返還

賃借権の設定等の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(10) 賃借権又は使用貸借権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、賃借権の設定等に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙、及び群馬県が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(11) 権利取得者の責務

ア 乙は、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

イ 乙は、農地中間管理事業の推進に関する法律第21条第1項の規定により、毎年、賃借権の設定等を受けた農用地等の利用の状況について、甲に報告しなければならない。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	甲及び乙並びに土地所有者の費用に関する支払区分の内容	甲及び乙の支払額について土地所有者の償還すべき額及び方法	備考

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担区分の内容	備考

(記載要領)

1. 申請者が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
2. 提出に当たっては、2部(正本1部、写し1部)提出してください。

(添付書類)

- ・法人の場合: 定款、又は、寄付行為の写し
- ・農地所有適格法人の場合: 組合員名簿、又は、株主名簿の写し

3 賃借権の設定等を受ける者(借受人)の農業経営の状況等

整理番号		氏名		世帯員(構成員)の農作業従事及び雇用労働力の状況(D)				主な家畜の飼育状況(E)		主な農機具の所有の状況(F)				
賃借権の設定等を受ける者の年間農作業従事日数	賃借権の設定等を受ける土地の面積(A) m ²	現在耕作又は養畜に供している農用地の面積(B) m ²		主たる経営作目(所得第1位作目)	世帯員(構成員)	農業専従者 (()内は15歳以上65歳未満の者)		雇用労働力(年間延べ日数)	種類	数量	種類	数量		
						男	女						種類	数量
日	農地	農地	自作地	男 人	農業従事者	男 人()	女 人()	日						
			借入地											
	採草放牧地		合計											
		採草放牧地	農業補助者	主として農業に従事する者	人									
	その他			従として農業に従事する者	人									

(記載注意)

- 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載は、同一公告に係る計画書中、いずれかにその記載があれば、他はその記載を要しない。
- (A)欄は、同一公告に係る計画によって、賃借権又は使用賃借権の設定、移転が2つ以上ある場合には、それぞれを合算して面積を記入する。
なお、「その他」には、混牧林地、農業用施設の用に供される土地の別にその面積を記載する。
- (C)欄は、主たる経営作目を「水稲」、「果樹」、「野菜」、「養豚」、「養鶏」、「酪農」、「肉用牛」、「施設園芸」等と記載する。
- (D)欄の「農業専従者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね150日以上のを、「農業補助者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね60～149日の者をいう。
- 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載事項の全てが農地台帳により整理されている場合には、農地台帳番号〇〇、氏名又は名称、年齢、農作業

3 賃借権の設定等を受ける者(借受人)の農業経営の状況等

整理番号		農地所有適格法人の名称											
賃借権の設定等を受ける土地の面積 (A) m ²		賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 (B) m ²	賃借権の設定等を受ける農業生産法人の事業の状況(C)				賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の主な家畜の飼育状況(F)	賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の主な農機具の所有の状況(G)					
			事業の種類										
			農畜産物名	関連事業等の内容	左記以外の事業の内容								
			現在	現在	現在								
			権利取得後	権利取得後	権利取得後								
農地		農地	事業の実施状況及び事業計画				種類	数量	種類	数量			
			農業		左記以外の事業								
採草放牧地			3年前	3年前	3年前								
			2年前	2年前	2年前								
			1年前	1年前	1年前								
その他		採草放牧地	初年度	初年度	初年度								
			2年目	2年目	2年目								
			3年目	3年目	3年目								
賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の構成員の状況(D)						賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の業務執行役員の状況(E)							
氏名・名称	議決権又は株式の数	法人への農地等の権利設定・移転		年間農業従事日数		法人と構成員との取引関係等の内容	氏名	住所	年間農業従事日数				
		権利の種類	面積 m ²	前年実績	見込み				年間農作業従事日数		前年実績	見込み	前年実績
雇用労働力(年間延日数)			人日										

(記載注意)

- (1) 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載は、同一公告に係る計画書中、いずれかにその記載があれば、他はその記載を要しない。
- (2) (A)欄は、同一公告に係る計画によって、賃借権又は使用貸借権の設定、移転が2つ以上ある場合には、それぞれを合算して面積を記入する。
なお、「その他」には、混牧林地、農業用施設の用に供される土地の別にその面積を記載する。
- (3) (C)欄の「農畜産物名」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載する。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載する。
- (4) (C)欄の「関連事業等の内容」には、法人の農業に関連する事業(①農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工、②農畜産物の貯蔵、運搬又は販売、③農業生産に必要な資材の製造、④農作業の受託)、農業と併せ行う林業、農事組合法人が行う共同施設の設置又は農作業の共同化に関する事業を記載する。
- (5) (C)欄の「権利取得後」欄には、権利を取得しようとする農地又は採草放牧地(以下「農地等」という。)を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度以後の状況を記載する。
- (6) (C)欄の「農業」欄には、法人の農業(関連事業等を含む。以下「農業」という。)の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記以外の事業」欄に記載する。また「1年前」から「3年前」の各欄には、その法人の決算が確定している事業年度の売上高の農用地利用配分計画の公告前3事業年度分をそれぞれ記載し(実績のない場合には空欄)、「初年度」から「3年目」の各欄には、権利を取得しようとする農用地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度を初年度とする3事業年度分の売上高の見込みをそれぞれ記載する。
- (7) (D)欄の「議決権又は株式の数」欄には、株式会社にあつては株式(議決権のあるものに限る。)の数を記載する。
- (8) (D)欄の「前年実績」欄には、農用地利用配分計画の公告の日を含む事業年度の前事業年度において法人の行う農業に常時従事している構成員の農業への年間従事日数を記載し、「見込み」欄には、権利を取得しようとする農用地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度における農業への年間従事日数の見込みを記載する。
なお、「年間農業従事日数」には、農業部門における労務管理や市場開拓等に従事した日数も含まれる。
- (9) (D)欄の「法人と構成員との取引関係等の内容」欄には、例えば、「法人から生産物を購入している食品会社」、「法人に農作業を委託している農家」、「法人に肥料を販売する肥料会社」、「法人と特許権の専用実施権の設定を行っている種苗会社」等と記載する。
- (10) (E)欄の「住所」欄には、農事組合法人にあつては理事、合名会社、合資会社又は合同会社にあつては業務執行権を有する社員、株式会社にあつては取締役(以下「業務執行役員」という。)が生活の本拠としている場所を記載する。
- (11) (E)欄の「年間農業従事日数」欄の「前年実績」欄には、農用地利用配分計画の公告の日を含む事業年度の前事業年度において法人の行う農業に常時従事している業務執行役員の農業への年間従事日数を記載し、「見込み」欄には、権利を取得しようとする農用地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度における農業への年間従事日数の見込みを記載する。
なお、「年間農業従事日数」には、農業部門における労務管理や市場開拓等に従事した日数も含まれる。
- (12) (E)欄の「年間農作業従事日数」欄の「前年実績」欄には、農用地利用配分計画の公告の日を含む事業年度の前事業年度において業務執行役員が行った農業への年間従事日数の内数として、その行った耕うん、播種、施肥、刈取り等の農作業に従事した年間日数を記載し、「見込み」欄には、権利を取得しようとする農用地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度において業務執行役員の行うこととなる農業への年間従事日数の内数として、その行った耕うん、播種、施肥、刈取り等の農作業に従事する年間日数の見込みを記載する。

(農地所有適格法人以外の法人の場合)

別紙3(C)

3 賃借権の設定等を受ける者(借受人)の農業経営の状況等

整理番号	法人の名称	賃借権の設定等を受ける法人が耕作又は養畜農事業に供している農用地の面積(B) m ²	賃借権の設定等を受ける法人の主たる生産作物(C)	賃借権の設定等を受ける法人の業務執行役員等の状況(D)				賃借権の設定等を受ける法人の主な家畜の飼育状況(F)		賃借権の設定等を受ける法人の主な農機具の所有の状況(G)	
				氏名	役職名	住所	年間農業従事日数		種類	数量	種類
前年実績	見込み										
農地	農地										
採草放牧地											
その他	採草放牧地										
雇用労働力(年間延日数)		人日									

地域との役割分担の計画(H)

地域の農業における他の農業者との役割分担について、具体的にどのような場面でどのような役割分担を担う計画であるかを以下に記載してください。

(記載注意)

- (1) (A)欄は、同一公告に係る計画によって、賃借権又は使用貸借権の設定が2つ以上ある場合には、それぞれを合算して面積を記入する。
- (2) (C)欄の「賃借権等の設定を受ける法人の主たる生産作物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載する。
なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載する。
- (3) (D)欄の「住所」欄には、取締役、理事、執行役、支店長等の役職に就いている者で、実質的に業務執行の権限を有し、地域との調整役として対応できる者が生活の本拠としている場所を記載する。
- (4) (D)欄の「年間農業従事日数」欄の「前年実績」欄には、農用地利用配分計画の公告の日を含む事業年度の前事業年度において法人の行う農業に常時従事している業務執行役員の農業への年間従事日数を記載し、「見込み」欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度における農業への年間従事日数の見込みを記載する。
なお、「年間農業従事日数」には、農業部門における労務管理や市場開拓等に従事した日数も含まれる。
- (5) (H)欄には、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決め遵守、獣害被害対策への協力等について記載してください。